

令和7年度第2回陸前高田市子ども・子育て会議

日時 令和8年3月18日(水)
午後3時～午後4時30分
会場 陸前高田市コミュニティホール
2階大会議室A

次 第

1 開会

2 挨拶

3 報告

- (1) 市内保育施設の認可定員の変更について(資料1)

4 議事

- (1) 陸前高田市子ども・子育て支援事業計画(第3期)の進捗状況について(資料2-1～2-4)
- (2) 陸前高田市子ども・子育て支援事業計画(第3期)代用計画の策定について(資料3)
- (3) 乳児等通園支援事業の実施について(資料4)
- (4) その他

5 その他

6 閉会

市内保育施設の認可定員の変更について

社会福祉法人陸前高田市保育協会が運営する下記3施設の認可定員（年齢別定員）の変更届を同法人が県に提出して受理され、令和7年12月1日から下記のとおり変更になりましたので報告します。

施設名	認定区分	年齢	変更前	変更後	増減
米崎保育園	3号認定	0歳児	6名	10名	4名
		1歳児	12名	9名	△3名
		2歳児	12名	16名	4名
	2号認定	3歳児	15名	12名	△3名
		4歳児以上	35名	33名	△2名
	定員合計			80名	80名
横田保育園	3号認定	0歳児	3名	5名	2名
		1歳児	2名	6名	4名
		2歳児	2名	3名	1名
	2号認定	3歳児	2名	4名	2名
		4歳児以上	11名	2名	△9名
	定員合計			20名	20名
下矢作保育園	3号認定	0歳児	3名	1名	△2名
		1歳児	2名	4名	2名
		2歳児	2名	3名	1名
	2号認定	3歳児	2名	6名	4名
		4歳児以上	11名	6名	△5名
	定員合計			20名	20名

基本目標	基本方針	施策の展開方針	令和7年度中の取組状況(見込を含む)	事業名
1 子どもの権利の尊重	(1) 幼児期の教育・保育の充実	子育て家庭の生活実態や意向を十分に踏まえた教育・保育体制の確保を図るとともに、保育環境の整備・充実に努めます。	保育所・園への入所希望に応えられるよう保育体制の確保・調整を図りながら、各施設において多様な保育を継続している。7年度から法人立保育園で米飯提供を開始し、市内全ての保育施設で完全給食を行うことで保護者の負担を軽減するなど、保育サービスの充実に努めている。 また、保小担任等研修会において、保育所・園、小学校それぞれの様子を参観したり先生同士が交流する機会を設け、「幼児期の終わりまでに育てたい10の姿」を基本として、架け橋期(年長の始め～小学校1年生の終わりまでの2年間)の保育、教育の在り方について相互に交流しながら円滑な接続を目指している。加えて、巡回支援相談員が保育所・園、小学校を適宜訪問しながら、適切なアドバイスをしている。	施設型給付(認定こども園、保育所(園)) 保育施設の維持・保全 地域型保育事業 一時預かり事業 延長保育事業 病後児保育事業 副食費の無償化 認可外保育施設の支援 保育所(園)から小学校への円滑な接続推進 子育てのための施設等利用給付
	(2) 教育機会の確保とキャリア教育の推進	国際交流活動の推進のほか、学校、家庭、地域、企業等との連携による取組によって、主体的な学びの意欲を高めるとともに、将来について考える広い視野を持ちながら進路選択ができるよう育成を図ります。また、コミュニケーション能力の向上を図り、これからの社会を生き抜く力と意欲を育てるとともに、きめ細かい相談支援や学習支援を行い、不登校児童等の教育機会の確保に努めます。	全ての中学校1年生を対象としたイングリッシュ・キャンプで立教大学の学生(外国人留学生を含む)とオンライン交流をするほか、新規事業「English Village」として中学校2年生から高校生30名を秋田国際教養大学へ派遣し、英語でのコミュニケーション力の向上を図っている。また、職業理解学習として、中学校2年生が市内外10社の企業の話聞く機会を設け、キャリア教育の推進を図っている。	適応支援事業 中学生イングリッシュ・キャンプ運営事業 英語技能検定料の助成 中学校職業理解学習事業 奨学金の貸付 奨学金の給付
	(3) 発達支援・療育支援体制の充実	子どもの個性と能力を最大限伸ばすことができるよう、一人ひとりの特性や発達段階に応じたきめ細やかな支援の充実に努めます。 また、地域及び関係機関において障がいに対する理解を深め、障がいの早期発見に努めるとともに、専門機関等と連携しながら子どもやその家族の将来を見据えた支援の推進を図ります。	児童発達支援、障がい児保育等を継続して実施しているほか、5歳児健診やそだちの相談等を通じて早期に適切な支援に結びつくよう関係機関で連携を図っている。就学や進級の際に関係機関で情報共有を図り、継続したサポートを実施できるようにしている。 特別な支援が必要な児童生徒については、巡回支援相談員等による助言や教育支援委員会・調査委員会等を通して、適切な学びの場についての検討や必要な支援の共有、協議を行っている。 また、放課後や休日一人でも過ごすことが難しい障がい児に対して、日中一時支援事業により安全な居場所の提供や見守り等の支援を実施しているほか、社会性を養うための日常訓練や交流を行っている。	発達障がいに対する学習機会の拡充 障がい等に関する研修実施及び参加促進 障がい児保育事業 児童発達支援事業 ことばの教室・幼児言葉の教室 障がい児の継続的な支援 放課後等デイサービス 日中一時支援事業 特別支援教育支援員の配置 特別児童扶養手当の支給 医療的ケア児への支援

基本目標	基本方針	施策の展開方針	令和7年度中の取組状況(見込を含む)	事業名
1 子どもの 尊厳 の 権利	(4) 要保護児童対策の取組の推進	要保護児童対策地域協議会を中心に、要保護児童や養育支援を必要とする家庭等を早期に把握して虐待等への対応にあたるとともに、関係機関との連携を強化し、組織的に養育に困難を抱える家庭への支援に努めます。	令和7年4月にこども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉の連携を緊密にして妊産婦や子育て家庭への支援を行うとともに、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関と連携しながら児童虐待等への対応を行っている。	児童虐待防止対策の強化 社会的養護への支援 こども家庭センターの設置
	(5) 被災児童に対する支援	東日本大震災等でつらい体験をした子ども達の成長に寄り添った必要な支援や保護者を含めた心理面のケアに努め、安定した生活ができるよう支援します。	小中学校に配置型スクールカウンセラーや市雇用のカウンセラーを配置し、児童生徒一人一人に寄り添いながら心のサポートを実施している。	遺児・孤児への支援 心のケアについて
2 子育て家庭への支援	(1) 安心して子どもを産み育てられる環境の整備	妊娠時から出産、乳児期、幼児期、学童・思春期に至るまで一貫した支援に向け、保健・医療・福祉・教育機関との連携強化を図りつつ、母子保健活動等を通じて発達段階に応じたきめ細やかな指導や情報提供を行うことで、母子の健康確保と育児に対する不安の軽減に努めます。	妊産婦や乳幼児のいる家庭に助産師や保健師が訪問し、心身の状況や環境等を把握するとともに、相談、助言及び援助を行っている。アウトリーチ型とデイサービス型の産後ケア事業を実施し、産後のトラブル等について早期に対応し、安心して子育てができるよう支援している。子育て応援ヘルパー派遣事業により保護者の負担軽減に取り組んでいる。 食育の推進に係る主な取組として、栄養士・栄養教諭による各学校での「食に関する授業」や、肥満、食物アレルギーなどの食に関する個別相談を実施し、保護者を交えてきめ細やかな指導に努めている。 子どもの心身の健やかな成長を支援するとともに、性的マイノリティへの偏見の解消及び性問題行動・性犯罪の未然防止を図ることを目的とし、保育所、小中学校、高校等において性に関する正しい情報及びいのちの大切さを伝えている。 また、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して子どもの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施している。	ママパパ教室 妊婦健康診査 妊産婦等交通費支援事業 産後ケア事業 出産・子育て応援事業 乳児家庭全戸訪問事業 乳幼児健康診査 予防接種 歯科保健事業 食育の推進 子育て応援ヘルパー派遣事業 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) 思春期保健事業 放課後児童健全育成事業 放課後子ども教室運営事業
	(2) 相談支援体制の充実	家庭児童相談室をはじめ、地域子育て支援拠点事業等、身近な場所で子育てにおける様々な悩みや不安を気軽に相談できる環境の充実を図ります。 また、子どもの発達・成長段階に応じて、一人ひとりの状況にあった適切な支援につなげられるよう関係機関との一層の連携強化を図りながら相談先の周知に努めます。	育児や就学等について各所で随時相談対応を行い、関連部署等との情報共有や連携によって適切な支援につながるようになっている。	家庭児童相談室事業 地域子育て支援拠点事業 利用者支援事業 就学相談事業 適応支援事業(再掲) ヤングケアラーへの支援

基本目標	基本方針	施策の展開方針	令和7年度中の取組状況(見込を含む)	事業名
2 子育て家庭への支援	(3) 経済的支援の充実	安心して子どもを産み育てることができるよう子育てに係る経済的支援の充実に努めるとともに、民間団体と連携しながら経済的に困難度が高い世帯の経済的負担の軽減を図ります。	高校生年代までの医療費助成や学校給食費の無償化等子育ての時期に応じた経済的支援や、経済的に困難度が高い世帯への食料支援等によって子育て世代の負担軽減に努めている。 また、奨学資金の交付により奨学生の経済的な負担軽減を図っているほか、入学者の負担軽減のため、3月に入学一時金を交付する予定としている。	医療費給付事業
				保育料の負担軽減
				実費徴収に係る補助給付を行う事業
				児童手当支給事業
				子育て応援事業
				就学援助事業
				学校給食費の無償化
				奨学金の貸付(再掲)
				奨学金の給付(再掲)
				フードバンク事業
子ども食堂等への支援				
制服リユース事業				
4) ひとり親への支援	ひとり親家庭の生活の安定と自立促進を図るため、手当等の給付や資格取得への助成等による経済的支援や相談支援を推進します。	手当の給付や医療費助成による経済的支援を継続しているほか、各種手続きの際などに随時、相談支援を行っている。今年度の職業訓練促進給付金等の利用はない見込み。	児童扶養手当支給事業	
			高等職業訓練促進給付金等事業	
			自立支援教育訓練給付金事業	
			ひとり親家庭医療費助成事業	
			母子父子寡婦福祉資金の貸付	
			生活保護受給者等就労自立促進事業	
			養育費に関する公正証書等の作成促進	
3 地域全体で子育て支援	(1) 地域における子育て支援の充実	次代を担う人材を育成するため子どもの居場所づくりを推進するほか、多様化する家庭環境や就労形態によって子育て家庭が孤立しないよう地域住民と協働して各種事業に取り組み、地域全体で子育てを支援する体制の充実を図ります。	放課後児童健全育成事業や子育て支援関連団体の活動によって、地域全体で子どもの居場所づくりに取り組むとともに、子育て短期支援事業等により家庭の状況に応じた支援を実施している。 地域が協働して学習支援や放課後学習などの学校の運営に取り組み、特色のある学校づくりを推進している。防災教育については、各学校で地域の実態や児童生徒の発達段階に応じた防災学習を実施しながらマニュアルを見直すなど、よりよい在り方を検討している。	放課後児童健全育成事業(再掲)
				放課後子ども教室運営事業(再掲)
				子育て短期支援事業
				養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
				ファミリーサポートセンター事業の実施検討
				子どもの居場所づくりの推進
				子育て支援人材の確保と育成
				コミュニティ・スクール(学校運営協議会)
				防災教育の推進

基本目標	基本方針	施策の展開方針	令和7年度中の取組状況(見込を含む)	事業名
3 地域全体で子育て支援	(2) 子育てにやさしいまちの環境の整備	交通環境等の整備や、防災・防犯に考慮した安全・安心なまちづくりを進めるとともに、子どもの遊び場の拡充等による子育てにやさしい環境の充実に努めます。	法人立保育園の園庭開放、広田地区への屋外遊具や夢アリーナへの屋内遊具の設置によって子どもの遊び場が増加した。 また、横田地区及び今泉地区において歩道整備を実施しているほか、米崎地区の国道45号歩道整備をサポートするなど道路環境の改善に努めている。	子どもの遊び場の確保
				安全に通行ができる道路環境の整備
				公共施設等のバリアフリー化
	(3) 仕事と子育ての両立を支援する就労環境の整備促進	出産を希望し、妊娠・子育て中の従業員が働きやすい就労環境の整備を促進していくため、事業者等に対し仕事と子育ての両立を支援する各種制度の周知と利用促進を図るとともに、妊娠・出産・子育てに対する職場の理解に向けた啓発に努めます。 また、民間団体が実施する子育て中の女性向けの職業能力開発に関する活動などの周知に努めます。	パンフレット等の配架により、働く女性のための支援制度や職業訓練制度の周知を行ったほか、商工会において関連するセミナーの開催を会員に周知し、事業者の理解促進を図っている。	誰もが活躍できる社会の推進
各種制度の周知				
				職場における子育て等に対する理解促進
				ユニバーサル就労支援センター

第3期計画 教育・保育利用の量の見込みと実績

資料 2 - 2

(確定値)

(単位:人)

提供区域	区分	令和7年度(R7.4.1時点)					
		確保方策	量の見込み (計画値)	実績	増減数	量の見込みと実績との比較(%)	
市全域	1号(教育)	40	8	7	△ 1	87.5	
	2号(保育)	273	246	248	2	100.8	
	3号 (保育)	1-2歳児	140	123	116	△ 7	94.3
		0歳児	53	16	15	△ 1	93.8
	保育計	466	385	379	△ 6	98.4	

【参考】地区別

矢作町	1号(教育)	0	0	0	0	-	
	2号(保育)	13	12	12	0	100.0	
	3号 (保育)	1-2歳児	4	6	5	△ 1	83.3
		0歳児	3	1	0	△ 1	0.0
	保育計	20	19	17	△ 2	89.5	
横田町	1号(教育)	0	0	0	0	-	
	2号(保育)	13	12	6	△ 6	50.0	
	3号 (保育)	1-2歳児	4	7	9	2	128.6
		0歳児	3	1	1	0	100.0
	保育計	20	20	16	△ 4	80.0	
竹駒町	1号(教育)	0	0	0	0	-	
	2号(保育)	15	17	21	4	123.5	
	3号 (保育)	1-2歳児	10	8	11	3	137.5
		0歳児	5	1	2	1	200.0
	保育計	30	26	34	8	130.8	
気仙町	1号(教育)	0	0	0	0	-	
	2号(保育)	27	20	28	8	140.0	
	3号 (保育)	1-2歳児	27	12	12	0	100.0
		0歳児	16	1	3	2	300.0
	保育計	70	33	43	10	130.3	
高田町	1号(教育)	40	8	7	△ 1	87.5	
	2号(保育)	60	79	74	△ 5	93.7	
	3号 (保育)	1-2歳児	35	35	31	△ 4	88.6
		0歳児	11	4	6	2	150.0
	保育計	106	118	111	△ 7	94.1	
米崎町	1号(教育)	0	0	0	0	-	
	2号(保育)	50	43	45	2	104.7	
	3号 (保育)	1-2歳児	24	22	18	△ 4	81.8
		0歳児	6	3	2	△ 1	66.7
	保育計	80	68	65	△ 3	95.6	
小友町	1号(教育)	0	0	0	0	-	
	2号(保育)	45	20	22	2	110.0	
	3号 (保育)	1-2歳児	12	11	10	△ 1	90.9
		0歳児	3	1	1	0	100.0
	保育計	60	32	33	1	103.1	
広田町	1号(教育)	0	0	0	0	-	
	2号(保育)	50	43	40	△ 3	93.0	
	3号 (保育)	1-2歳児	24	22	20	△ 2	90.9
		0歳児	6	4	0	△ 4	0.0
	保育計	80	69	60	△ 9	87.0	

第3期計画 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと実績

(令和8年1月末時点暫定値)

資料 2 - 3

事業名	事業内容	区分		令和7年度			
				計画値	実績値	増減	
1 利用者支援事業	妊婦又はその配偶者、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。	こども家庭センター型	量の見込み	箇所	1	1	0
			確保方策	箇所	1	1	0
		妊婦等包括相談支援事業	量の見込み	人	70	88	18
			確保方策		保健師等による訪問、相談		
2 延長保育事業	保育認定を受けている子どもについて、通常の利用時間帯以外の時間において延長して保育を実施する事業。	量の見込み		人回	156	95	△ 61
		確保方策		人回	156	156	0
				箇所	8	8	0
3 実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用の実費徴収部分や、施設等利用給付認定を受けた子どもが特定子ども・子育て支援施設で提供を受けた給食の副食材料費を助成する事業。				(計画)状況に応じて実施を検討 (実績)実施なし		
4 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築するとともに、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動の利用料の一部を給付する事業。				(計画)状況に応じて実施を検討 (実績)実施なし		
5 放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業。	量の見込み		人	256	253	△ 3
		1年生			49	48	△ 1
		2年生			50	51	1
		3年生			48	45	△ 3
		4年生			45	50	5
		5年生			33	30	△ 3
		6年生			31	29	△ 2
		確保方策		人	256	256	0
		箇所	9	9	0		
6 子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	保護者の疾病等の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合及び経済的な理由により緊急一時的に親子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護その他の支援を行う事業。	量の見込み		人日	28	16	△ 12
		確保方策		人日	28	28	0
				箇所	2	1	△ 1
7 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、養育環境等の把握と子育てに係る情報提供を行う事業。	量の見込み		人	69	51	△ 18
		確保方策			保健師による訪問		

	事業名	事業内容	区分		令和7年度				
					計画値	実績値	増減		
8	養育支援訪問事業	養育訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	養育支援が特に必要な家庭への訪問を行い、養育に関する助言・指導を行い、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。 要保護児童の適切な支援のため、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図る事業。		量の見込み	人	50	55	5
			確保方策		保健師等による訪問				
	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事や子育て等の支援を実施する事業。	量の見込み	人日	0	0	0		
			確保方策	人日	0	0	0		
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業。				(計画)状況に応じて実施を検討 (実績)実施なし				
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業。				(計画)状況に応じて実施を検討 (実績)実施なし				
9	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。	量の見込み	人日	4,080	3,750	△ 330		
		確保方策		箇所	4	4	0		
10	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、乳幼児を保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。	保育所等	量の見込み	人日	144	47	△ 97	
				確保方策	人日	144	144	0	
					箇所	8	8	0	
			幼稚園	量の見込み	人日	45	8	△ 37	
				確保方策	人日	45	45	0	
					箇所	1	1	0	
11	病児・病後児保育事業	病気や病後回復期の児童で、保護者の就労等の理由により家庭で保育できない場合に病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業。	量の見込み	人日	100	10	△ 90		
			確保方策	人日	720	720	0		
		箇所	1	1	0				
12	ファミリーサポートセンター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり援助を希望する者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業。				(計画)状況に応じて実施を検討 (実績)実施なし			
13	妊婦健康診査	妊婦に対する健康診査を行い、妊婦の健康の保持と増進を図る事業。	量の見込み		人	70	66	△ 4	
					回数	1,050	418	△ 632	
			確保方策		医療機関への事業委託				
14	産後ケア事業	出産後1年以内の母子の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談、サポート等を行う事業。	デイサービス型	量の見込み	人	96	84	△ 12	
				確保方策	箇所	1	1	0	
			アウトリーチ型	量の見込み	人	10	4	△ 6	
				確保方策	箇所	1	1	0	

第3期計画 放課後児童対策の実績

資料 2 - 4

(令和8年1月末時点暫定値)

区分	目標事業量		令和7年度			
			計画値	実績値	増減	
放課後児童クラブ	量の見込み	人数	256	253	△ 3	
	1年生		49	48	△ 1	
	2年生		50	51	1	
	3年生		48	45	△ 3	
	4年生		45	50	5	
	5年生		33	30	△ 3	
	6年生		31	29	△ 2	
	確保方策	人数	256	256	0	
	箇所	9	9	0		
放課後子ども教室	利用児童数	人数	200	313	113	
	実施箇所数	箇所	8	7	△ 1	
放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携	連携型	実施箇所	箇所	2	0	△ 2
	校内交流型	実施箇所	箇所	6	0	△ 6

※連携型 … 放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携して、全ての児童が両方の活動プログラムに参加し、交流するもの。(気仙小、高田小の一部)

※校内交流型 … 放課後児童クラブと放課後子ども教室を同一小学校内で実施するもの。(横田小、竹駒小、高田小、米崎小、小友小、広田小)

陸前高田市子ども・子育て支援事業計画（第3期）代用計画の策定について

1 代用計画策定の趣旨

令和8年4月1日に施行される子ども・子育て支援法の改正による乳児等のための支援給付の創設及び児童福祉法の改正による満3歳以上限定小規模保育事業の創設によって、市町村子ども・子育て支援事業計画に記載すべき事項が追加される。

本来であれば、陸前高田市子ども・子育て支援事業計画（第3期）「(以下「第3期計画」)」を変更する必要があるが、これに代わる計画（代用計画）に必要事項を記載し、計画の見直しを行う場合に代用計画の内容を改めて計画に盛り込む取扱いを可能とする国の通知があったことから、第3期計画の変更は行わずに代用計画を策定する。

2 代用計画の内容

(1) 乳児等のための支援給付に関する事項

計画に記載すべき事項（法改正による追加分）	対応
教育・保育提供区域における各年度の特定乳児等通園支援事業者に係る必要利用定員総数その他の乳児等通園支援の量の見込み並びに当該市町村が実施しようとする乳児等通園支援の提供体制の確保の内容及びその実施時期	第3期計画に記載済 (P 41、42、52)
乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容	代用計画に記載

(2) 満3歳以上限定小規模保育事業に関する事項

計画に記載すべき事項（法改正による追加分）	対応
各年度の教育・保育提供区域における特定地域型保育事業所に係る第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども(満3歳以上限定小規模保育を利用するものに限る。)の必要利用定員総数	代用計画に記載 ※事業を行う見込みがないため必要利用定員総数に変更なし。 (2号認定の地域型保育事業確保方策欄に「0」と記載。)
各年度に当該教育・保育提供区域において実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	
子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	第3期計画に記載している内容で対応可能

3 代用計画案について

別添のとおり

陸前高田市子ども・子育て支援事業計画（第3期）代用計画(案)

(令和8年3月)

- 1 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について

市内の教育・保育施設と連携及び情報共有を図りながら、乳児等通園支援事業の利用終了後については一時預かり事業を含めた受入れ体制の確保に努めます。

- 2 満3歳以上限定小規模保育事業の利用需要と提供体制

提供区域：市全域

(単位：人)

年 度	令和8年度				令和9年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		
認定区分	1号	2号	3号		1号	2号	3号		
年 齢	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳	
量の見込み	教育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育	
	7	228	125	16	7	210	122	15	
合計	7	369			7	347			
確保 方策	教育・保育施設	40	273	136	52	40	273	136	52
	地域型保育事業	0	4	1	0	4	1		
	合計	40	273	140	53	40	273	140	53
		466				466			

年 度	令和10年度				令和11年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		
認定区分	1号	2号	3号		1号	2号	3号		
年 齢	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳	
量の見込み	教育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育	
	7	209	118	15	7	210	114	14	
合計	7	342			7	338			
確保 方策	教育・保育施設	40	273	136	52	40	273	136	52
	地域型保育事業	0	4	1	0	4	1		
	合計	40	273	140	53	40	273	140	53
		466				466			

下線部…子ども・子育て支援法の改正に伴い新たに記載した箇所。2号認定の量の見込み、確保方策ともに変更なし。

乳児等通園支援事業の実施について

1 事業の概要

保育所等の施設において、0歳6か月以上満3歳未満の保育所等に通っていない子どもに適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談、保護者への子育てに関する情報提供や助言等を行う事業。保護者の就労要件を問わず月一定時間まで保育所等を利用できる。

令和8年4月からは、子ども・子育て支援法に基づく乳児等のための支援給付として全ての自治体で実施する。

2 事業の区分

(1) 一般型乳児等通園支援事業

余裕活用型以外のもの

(2) 余裕活用型乳児等通園支援事業

保育所等において利用定員に空きがある分を活用して行うもの

3 実施施設

陸前高田市立気仙保育所（気仙町字三本松100番地）

余裕活用型乳児等通園支援事業として実施。

4 利用定員

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児以上	合計
気仙保育所利用定員	16人	10人	17人	27人	70人
令和8年度入所見込数	4人	5人	7人	21人	37人
乳児等通園支援事業利用定員	2人	1人	3人		6人

5 実施日及び実施時間

(1) 実施日 月曜日から金曜日まで（保育所の休業日を除く。）

(2) 実施時間 午前9時から午後0時30分まで

6 1月当たりの利用時間

上限10時間

7 利用者負担額

1時間あたり300円（予定）

8 事業開始年月日

令和8年4月1日